

改正

令和2年2月6日告示第10号

令和4年12月27日告示第78号

令和5年6月1日告示第41号

令和7年2月1日告示第13号

竹原市建設工事指名業者等選定要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 資格の審査及び認定（第3条・第4条）
- 第3章 指名業者の選定（第5条—第7条）
- 第4章 随意契約の相手方の選定基準（第8条）
- 第5章 選定手続き（第9条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、竹原市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定等については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建設工事 竹原市建設工事執行規則（平成9年3月31日規則第15号）の適用を受けるものをいう。
- （2）指名業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第1項の規定により指名競争入札に参加させるため指名する者及び指名による企画競争等に参加させるために指名する者をいう。
- （3）市内業者 本店又は主たる事務所、営業所（他の営業所等を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業法に基づく登録がなされているもので、営業の実態を備えたもの）を竹原市内に有する者をいう。

第2章 資格の審査及び認定

（資格審査）

第3条 竹原市建設工事執行規則（平成9年竹原市規則第15号）第6条本文の資格は、建設工事等入札参加資格審査要綱（平成29年竹原市要綱第57号。以下「資格審査要綱」という。）によるものとする。

（資格者名簿）

第4条 指名業者又は随意契約の相手方（以下「指名業者等」という。）は、原則として資格審査要綱第10条第1項による入札参加資格者名簿に登録された者のうちから選定する。

2 公募型指名競争入札方式による場合の資格の審査、認定及び選定の基準等については、市長が別に定める。

第3章 指名業者の選定

(選定基準)

第5条 指名業者の選定は、適正な施工を確保するための施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

2 指名業者は、発注工事の種類に応じて該当する業種について資格の認定を受けている建設業者（以下「資格者」という。）のうちから選定するものとする。

3 指名業者は、業種別年間平均完成工事高の額が当該発注工事の請負対象設計金額以上の資格者のうちから選定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

4 選定する指名業者の数の標準は、別表第1のとおりとする。

5 前4項に定めるもののほか、指名業者の選定は、次に掲げる事項について別表第2に掲げる事項に留意し、総合的に判断して行わなければならない。

- (1) 地理的条件
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営状況
- (4) 工事成績
- (5) 手持工事の状況
- (6) 工事についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の工事についての経験
- (9) 技術者の状況
- (10) 工事に係る設計業務等の受託者との関係性

6 入札前において、現に指名している資格者について前項各号に掲げる事項に関し不適切な事実が生じた場合には、当該資格者の指名を取り消すものとする。

(発注金額による等級区分)

第6条 等級区分を行った建設工事の指名業者の選定に当たっては、発注工事の種類に応じて、資格審査要綱第9条第3項に規定する発注標準金額に対応した等級を有する資格者から選定するものとする。

(選定基準の特例)

第7条 前条の規定を満たし、かつ工事成績等が良好な資格者のうち、次の各号のいずれかに該当する資格者がある場合は、当該資格者を指名することができる。

- (1) 発注工事に継続する従前の建設工事を現に施工し、又は施工していた者
- (2) 発注工事の施工箇所付近で、他の工事を現に施工し、又は同時期に施工する者
- (3) 発注工事と密接な関連のある工事を直近若しくは現に施工し、又は同時期に施工する者
- (4) 発注工事の施工箇所付近に建設業法第3条第1項の営業所を有している者

2 前項の場合においては、それぞれの場合の事情に応じて、前条の規定による等級によらないことができるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する資格者より上位又は下位の等級を有する資格者を指名業者として選定することができる。

- (1) 緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等を発注しようとするとき。
- (2) 高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事を発注しようとするとき。

うとするとき。

- 4 前項の場合においては、それぞれの場合の事情に応じて、第5条第4項の規定による指名業者数の標準によらないことができるものとする。
- 5 前項までに掲げる場合のほか、発注工事の内容又は施工箇所の地域の特性等により、市長が特に必要と認めたときは、前条に規定する資格者以外の者を指名することができるものとする。

第4章 随意契約の相手方の選定基準

(選定基準)

- 第8条** 施行令第167条の2第1項（第8号及び第9号を除く。）の規定に基づく随意契約による場合の契約の相手方の選定については、第5条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。
- 2 施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を結ぶ場合であって、市長が特に認めたときは前項の規定は適用しないことができる。
 - 3 施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約による場合は、原則として当該競争入札に参加した者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

第5章 選定手続き

(選定委員会による審査)

- 第9条** 市長が指名業者又は随意契約の相手方の決定に当たっては、竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱（令和元年竹原市要綱第59号）第2条に規定する竹原市建設工事等入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経なければならない。
- 2 前項の審査は、選定委員会において審査を省略する基準を定めることができるものとする。
- (指名禁止)

- 第10条** 市長は、契約規則第21条及び竹原市建設業者等指名除外要綱（平成29年竹原市告示第26号）に基づき競争入札の参加者の資格除外された者については、その資格除外された期間、指名業者として指名又は随意契約の相手方としてはならない。

(指名回避)

- 第11条** 市長は、相当の事由により前条に規定する資格除外に該当する疑いがあると認められる者については、その事由がなくなるまでの期間、指名業者として指名すること及び随意契約の相手方とすることを回避しなければならない。

(その他)

- 第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

指名業者数の標準	
設計金額	選定業者等
500万円未満	4 以上
500万円以上4,000万円未満	6 以上
4,000万円以上1 億円未満	8 以上
1 億円以上	10以上

建築一式工事にあつては、表中4,000万円とあるのを6,000万円とする。

別表第 2（第 5 条関係）

選定基準の留意事項	
1 地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。 また、市内業者については、積極的に指名すること。
2 不誠実な行為の有無	次に掲げる場合は、指名しない。 (1) 竹原市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続して、受注者として不適当であると認められる場合。 ① 市工事の請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合。 ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、受注者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合。 (2) 次のとおり関係行政庁の事実認定に基づく行為により、明らかに受注者として不適切な事実が認められる場合。 ① 警察当局から竹原市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があつた場合など、明らかに受注者として不適当であると認められる場合。 ② 資格者又はその役員若しくはその使用人が入札妨害又は贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ③ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条若しくは第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとして公正取引委

	員会から同法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令を受け、若しくは同法第7条の2若しくは第8条の3に基づく課徴金の納付命令を受け、又は同法に違反する犯罪があったとして資格者である個人若しくは資格者の役員若しくはその使用人が公正取引委員会から刑事告発された場合。 ④ 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ⑤ 建設業法第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示処分又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止処分（当該入札に参加し、又は当該入札の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けた場合。 ⑥ 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合。 (3) その他、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、明らかに受注者として不適当であると認められる場合
3 経営状況	営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められる場合は、指名しない。
4 工事成績	(1) 工事成績評定基準により評定された市工事成績の2年間の平均が、連続して60点を下回る場合は、指名しない。 (2) 工事成績が優良であるかどうか総合的に勘案すること。 (3) 他自治体等において優良建設業者としての表彰を受ける等工事の成績が特に優秀である場合は、これを十分尊重すること。
5 手持工事の状況	その地域における工事の手持ち状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを判定する。
6 工事についての技術的適性	発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があるかどうかを判定する。 また、発注工事の請負対象設計金額が、8,000万円以上の場合には、特定建設業の許可を受けていない者は、指名しない。 ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
7 安全管理及び労働福祉の状況	次に掲げる場合は、指名しない。 (1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められる

	とき。 (2) 賃金不払いに関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続していて、明らかに受注者として不適当であると認められる場合。 (3) 市発注工事の施工にあたって公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせる等安全管理の措置が不適切であり、明らかに受注者として不適当であると認められる場合。
8 同種の工事についての経験	次の要件について総合的に判断する。 (1) 発注工事と同種工事について、相当の施工実績があること。 (2) 発注工事と同種かつ同等規模以上の工事について国、都道府県、市町村又はこれらに準ずるものと請負契約を締結し、誠実に履行している。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績がある。
9 技術者の状況	発注工事の業種に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する。 なお、発注工事の請負対象設計金額が、500万円以上4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上9,000万円未満）の工事の場合には、配置される主任技術者等の兼務できる件数は当該発注工事を含めて5件までとして判定する。ただし、災害復旧工事及び道路環境保全委託（路線委託）は兼務制限の件数から除く。
10 工事に係る設計行頭の受託者との関係性	発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において次に掲げる(1)又は(2)に該当する者は指名しない。 (1) 当該受託者の発行済み株式総数の過半を有している者 (2) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者